

東京市小学校教員会の研究 —互助事業に即して—

太郎良 信*

Research on Union of Primary School Teachers in Tokyo City

Shin TAROURA

要旨 小学校教員会研究の一環として、東京市小学校教員会（1920年発足）の活動を、その互助事業に即して検討を行う。教員会費は、その半額程度が互助事業に充てられたため、会費の増減は互助事業の給付の多寡に連動していた。1923年度以降は東京市から互助事業への補助金の交付があり、1924年度から給付が拡充された。会費が増額された1927年度からは、給付がさらに拡充された。しかし、1933年度以降は会費の減額や東京市の補助金の廃止により、互助事業は後退した。こうした状況にあって、会は給付額ではなく、「自力更生」を掲げた精神運動に重点をおいた。その後、日中戦争拡大後には、病人や死亡者が増加したため、1938年度から弔慰金を拡充するために会費が増額された。互助事業の推移を通して見えてくることは、医療費の補助や死亡者の遺族への弔慰金などが、とりわけ切実な問題であったということである。

キーワード：東京市小学校教員会 東京都国民学校教育報国会 互助事業

はじめに

1920年前後から1940年代前半までの時期において、全国各地に、いわゆる小学校教員会が存在した。ここでいう小学校教員会とは、校長会や研修組織等の既存の組織を基盤としつつ発足した現職の小学校教員を構成員とする組織のことである。

1920年前後において、第一次世界大戦後のインフレのもと、自然発生的な形で各地において小学校教員による増俸運動が起こっているが、当局の干渉等により中断を余儀なくされている。そのため、各地の小学校教員会の規約においては、待遇改善要求に関して、増俸というような直接的な経済的要求は掲げず、教員の「地位の向上発展⁽¹⁾」

（名古屋市小学校教員会、1921年発足）、「会員各自ノ生活ヲ向上セシムル⁽²⁾」（京都市小学校教員会、1921年発足）、「生活地位ノ高上安定⁽³⁾」（広島市教員協会、1921年発足）、「地位の向上安定⁽⁴⁾」（金沢市小学校教員会、1923年発足）というよう

な一般的な形で会の目的や事業のなかに掲げているものがみられる。そして、その待遇改善要求は、奏任官待遇者増加要求や給与の国庫負担の要求としても現れている。また、現実の日々の生活の安定のためには互助事業がおこなわれている。

小学校教員会の活動については、従来の研究において着目されることはほとんどなかった。それは、研究において「御用団体⁽⁵⁾」という評価が先行したことのほかに、太平洋戦争下にあって小学校教員会（国民学校職員会）が教育報国会等に統合されて解散しているために小学校教員会が自らの歴史を整理せぬままとなったことと、小学校教員会の全国組織であった全国連合小学校教員会（1924年発足、略称「全教連」）の機関誌名が『教育報国』であったこと⁽⁶⁾に象徴されるように率先して国策を担ったため敗戦時に関係史料が処分されてしまったことによるものであろう。しかし、小学校教員会の活動は、同時期の小学校教員の置かれた状況や意識、あるいは持つべきとされた意

*たろうら しん 文教大学教育学部心理教育課程

識を反映しているものとみられる。

ここでは、小学校教員会研究の一環として、全教連発足の際の発起団体であり、全教連発足後においても全教連の活動の中心的な存在であった東京市小学校教員会（1920年発足）の活動を、その互助事業に即して検討を行うこととする。増俸運動が許されない時代状況にあつて、互助事業は、限定的ながら小学校教員の生活の安定に資する活動の一環であったとみられるためである。史料としては、主として国立公文書館所蔵文書⁽⁷⁾を用いていく。

1. 東京市小学校教員会の発足と互助事業の開始

東京市小学校教員会は、1920年2月15日に発足した⁽⁸⁾。会員は約4,000人であった。会の目的は、「規約」第一条に「本会ハ東京市小学校教員ノ親睦ヲ厚フシ本市小学校教育ノ改良上進ヲ企図スルヲ目的トス⁽⁹⁾」と規定されている。ここには、目的として「親睦」と「小学校教育ノ改良上進」とがあげられており、「小学校教育ノ改良上進」のなかには教員の地位向上や待遇改善も含まれていたものとみられるが、同時期の他の小学校教員会の多くが前述したように教員の地位向上等を目的に明記していたことは異なっていた。

会の事業については、「規約」第五条に次の7項目が規定されている。

- 「(一) 教育社会ニ於ケル公議の発表
- (二) 会員ノ互助
- (三) 教員倶楽部ノ設立
- (四) 教育学術ニ関スル事項ノ研究調査
- (五) 教育学術等調査ノ為視察員ノ派遣
- (六) 会誌ノ発行
- (七) 其他本会ノ目的ヲ達スル為メ必要ト認メタル事業⁽¹⁰⁾」

教員の日々の生活にかかわるものとしては、「(二) 会員ノ互助」があげられている。この互助事業は、1921年10月から開始されたものとみられる⁽¹¹⁾。

また、「東京市小学校教員会大正拾貳年度互助部

予算⁽¹²⁾」によると、1922年度には、死亡慰弔金が1人につき50円、入院治療互助費は入院1日あたり1円50銭、そのほかに罹災者互助費が組まれていたことがわかる。また、1923年度には、新たに、自宅及転地療養互助費として1日あたり50銭、そのほかに健康相談費が組まれている。

1922年度までの互助事業は、教員会費月額20銭のうちの10銭を互助部に繰り入れて行われていたが、1923年度からは、東京市から東京市小学校教員会に対して補助金5,000円が交付されることとなった。その際の条件は、「一、本補助金ハ互助費以外ニ支出セザルコト 二、本年度互助費ハ実支出総額ヨリ会費ヨリノ繰入金ヲ控除シタル額ガ本補助金額ニ達セザル時ハ其ノ差額ヲ返納セシム（以下略）⁽¹³⁾」などであり、東京市からの補助金は互助事業の経費の一部としてのものであった。そしてその補助金は、後にみるように、会にとっては、互助事業の経費のおおよそ半額に相当するものであった。

2. 社団法人化と互助事業の継続

1924年5月25日、東京市小学校教員会は第7回総会において、社団法人東京市小学校教員会を設立することと、「東京市小学校教員会規則」を改正した「社団法人東京市小学校教員会定款」とを決議している⁽¹⁴⁾。その後、10月21日付で文部大臣からの社団法人としての許可を得ている。⁽¹⁵⁾

会の目的に関しては、「定款」第一条において「本会ハ東京市小学校教育ノ改良上進ヲ企図シ又東京市小学校教員ノ親睦ヲ厚クスルヲ以テ目的トス⁽¹⁶⁾」と規定している。1920年の発足時の「規約」の目的規定と比較すると、「規約」の場合は「東京市小学校教員ノ親睦」を先にしてそのあとに「本市小学校教育ノ改良上進」をおいて親睦団体としての性格を前面に出していたが、「定款」においては、「東京市小学校教育ノ改良上進」を先にしてそのあとに「東京市小学校教員ノ親睦」をおいており、公益性を前面に出したものとなっている。しかし、二つが掲げられている点においては共通し

ており、会の性格が変更されたわけではない。

社団法人化の申請に際して、東京府知事から文部大臣へ書類送達の際、「御許可ノ際ハ左記事項ニ付特ニ御詮議相成度」として大小9点にわたって東京府の意見を付している⁽¹⁷⁾。そのうち、主な点については、文部省の見解を示す文書がある⁽¹⁸⁾。

一つめは、「定款第五条第一号ハ具体的事業トシテ明瞭ナラズ」という東京府の意見に関することである。これに対し、文部省は、次のような見解を示している。

「第五条ノ事業中第一号ニ教育社会ニ於ケル公議ノ発表トアルモ右公議ノ趣旨ハ与論ノ意味ニテ公議公論ノ公議ヲ取りタルモノニシテ従来同会々則（「規約」の誤記—引用者）ニモ如斯規定シアルモノナレバ別ニ差支無シト認ム」

文部省は、「教育社会ニ於ケル公議ノ発表」について、「公議」を「与論」のこととみて、教員会が教育問題について見解を発表することを問題にはしていない⁽¹⁹⁾。

二つめは、「全（定款—引用者）第七条会議定足数総会八十名以上トアルハ分数ヲ以テ表示スベキモノト認ム」という東京府の意見に関することである。約4,000人の会員を擁する組織の総会の定足数を会員比率でなく、2パーセント程度に過ぎない80人以上という数字で表示することの問題をめぐらるものである。これに関して、東京市教員会側は次のような「理由書」を提出している。

「定款第七条ノ総会定足数ヲ八十名以上トシタル理由創立当初ヨリ本年五月迄ノ毎総会出席者数ニ鑑ミ其最寡数ヲ採リ定足数ト定ム之レ総会ハ土曜日又日曜日ニ開会スルヲ恒例トスルモ会員ハ現職教員ニシテ職務上又職務ニ関連シタル公的事故多キヲ以テ兎角出席ヲ不能ナラシムルコト多キニヨリ、又本会ノ支部会トハ連絡極メテ密ニシテ常時ニ本会ノ意志ヲ伝達シ又ハ支部会ノ意志ヲ知ルニ便ナルヲ以テ通常ノ会務ニ関スル総会ノ場合ニハ出席者ノ数キヲ常体トセリ⁽²⁰⁾」

この引用部分に続けて、第一回総会から第七回総会までの出席者数を具体的に示しており、最多は第一回総会の520人、最少は第六回総会の84人であるとしている。この最少の84人をもとに、定足数を定めたということになる。

これに関して、文部省は「第七条総会開会定足数ヲ八十名ト規定シタルハ多数会員アルモ総会出席者ハ極メテ少ナキ為メ従来ノ実例ニ徴シテ定メタルモノニシテ止ムヲ得ザルモノト認ム」として、80名以上という規定を認めている。

三つめは、会の資産にかかわることである。「定款」第二十五条の「本会ハ経費ノ余剰寄付金及其他ノ収入金ヲ以テ基金ヲ積立ツルコトアルベシ」という規定に関して、東京府は「第二十五条ヲ強行規定トシ資産確定ノ方途ヲ樹テシムルノ要アリト認ム」として、基金を必ず積み立てるものに改めることを求めている。また、「資産ノ現状第五条列記ノ事業ヲ行フニ足ラズト認ム」として、事業を実施するには資金不足であるという意見を示している。

これに対して、東京市小学校教員会は、「参考書」として互助部の収支についての説明文書を提出している。収入に関しては、次のとおりである。

「参考書

- 一、東京市補助金
 - 大正拾貳年度 五、〇〇〇円
 - 大正拾参年度 五、〇〇〇円
 - 一、全前補助金下付ニ関スル条件
 - 大正拾二年十二月二十八日付学丙第一一五五号指令別紙写ノ通り
 - 一、本会ヨリ互助部へ繰入金額年度別
 - 大正拾壹年度 五、〇七五円一〇〇
 - 大正拾貳年度 四、八六九円九〇〇
- （以下略）⁽²¹⁾」

互助部に関しては、会費からの繰入金と東京市からの補助金とがほぼ同額であり、それ以外の収入はない。また、基金もまったくない。しかし、文部省は次のような見解を示している。

「教員ノ互助事業ヲ行フニハ資金僅少ナルガ

如キ感アルモ別紙東京市指令書ノ写ノ通り互助事業施設以来年々五千円ノ補助アリ而シテ同補助ハ教員互助事業所要経費額ヲ標準トシテ補助セラル、由ナルヲ以テ事業費ニ大ナル支障ヲ来タスモノトモ考ヘラレズ且又会員ハ会費ヲ納メテ互助費ノ一部ニ充当スルモ退会ニ際シテ退会給与金等ヲ支出スル定メアラザルヲ以テ会トシテ退会者ニ対シ何等ノ債務ヲ負ハザル次第ナルニ付多大ナル資金ハ絶ヘテ必要トスルモノニアラズ依ツテ差支無キモノト認ム」

文部省は、東京市の補助金が事業経費を「標準」として交付されていること(実状から判断すると、東京市が互助事業経費の50%程度を目途に交付しているということを意味するものとみられる)、退会者への返金義務等がないことを理由に挙げて、資金が乏しくても、また基金がなくても差し支えないという見解を示していることになる。

以上の三点にかかわる文部省の見解をみると、社団法人としての要件が不十分ではないかと懸念する東京府の意見をすべて退けて、東京市小学校教員会の社団法人化を認可したということになる。

「社団法人東京市小学校教員会互助部規則」には、「第一条 本会定款第五条ニ依リ本会互助部ヲ置キ左記事項ヲ行フ」として、傷病者、死亡者および罹災者への給付が規定されている。

傷病者に対しては、第二条に次のように規定されている。

「一、自宅療養又は転地療養十日以上に亘ル時ハ十一日ヨリ一日ニ付金八拾錢但自宅療養及転地療養ヲ通算シテ十日以上ニ及ブ時又之ト同ジ

二、入院療養ヲナシタル時ハ入院ノ当日ヨリ一日ニ付金貳円(以下略)⁽²²⁾」

自宅療養・転地療養時の支給額は、社団法人になる前においては1日当たり50銭であったから30銭増額されて80銭となっている。また、入院時の支給額も、社団法人になる前は1日当たり1円50銭であったから、50銭増額されて2円となっている。

死亡者に対する規定、罹災者に対する規定は、社団法人化する前と同様である。

なお、1926年4月に、それまで11校あった東京市直営小学校が廃止され各区に移管されることになったことにともなうて、1926年3月1日に開催された臨時総会において「定款」の改正が行われている。第四条の「本会ハ各区及東京市直営小学校ニ支部ヲ置ク」のうち「及東京市直営小学校」を削除すること、それに伴って支部から1名ずつ選出する幹事を16名から15名に変更(第十二条)するというものであり⁽²³⁾、東京市小学校教員会の性格等に変化が加えられたものではない。

3. 互助事業の拡充と会費の増額

1927年3月7日に開催された臨時総会において「定款」の改正が行われている。

「本会定款ヲ左記ノ通り改正ス

第拾条『毎月金貳拾錢』ヲ『毎月金參拾錢』ト改ム

第二十九条 トシテ新ニ『本会ハ支部交付金トシテ会費ノ十分ノ一以内ヲ交付スルモノトス』トイフ条文ヲ設ク(以下略)⁽²⁴⁾」

第十条の改正理由については、次のように説明されている。

「第十条ノ改正ハ従来会費毎月金貳拾錢ノ内金拾錢ハ本会互助部ニ繰入レ特別会計トシテ会員ノ互助ニ充当シ来リシ処該互助金逐年不足ヲ生ジ互助部規則第二条第四条第五条ノ贈与出来ザルガタメ会費ヲ増額シ第八条ノ繰入金ヲ『繰入金ハ会費ヨリ支部交付金ヲ控除シタル残額ノ三分ノ二トス』ノ如ク改メ互助部ノ実績ヲ収メントスルニアリ⁽²⁵⁾」

また、第二十九条の改正理由については、次のように説明されている。

「第二十九条トシテ新ニ支部交付金ノ条文ヲ設ケタルハ従来各支部(十五支部)ノ経費ヲ補助スルガタメ支部会費ノ額ニ応ジ十分ノ一ヲ交付シ来リシ慣例ヲ定款ニ加ヘタルモノナリ⁽²⁶⁾」この改正は、互助事業の資金を増額するために

会費を月20銭から月30銭へ増額するとともに、支部交付金の比率を明文化するものであった。

毎月の会費30銭のうち1割を支部への交付金とすると、残額は27銭となる。その3分の2を互助部への繰入金とすると、18銭が互助部への繰入金となり、従来の繰入金10銭に比して8銭増となる。この増額にともなって、給付対象と内容が拡充されることとなる。

「定款」改正の後に改正された「互助部規則⁽²⁷⁾」の「第一条 本会規則（「定款」の誤り—引用者）第五条ニ依リ本会ニ互助部ヲ置キ左記事項ヲ行フ」のなかに「四、家族死亡ニ対スル贈与」を新設している。その内容に関しては、「第五条 家族死亡者ニ対スル贈与ハ左ノ如シ父母、配偶者ニハ金五円トス（全上〈金額を改正したのが昭和五年三月の評議員会という意味—引用者〉）（生家の実父母前養親ヲモ含ム）」とあり、父母等の死去に際しての給付が規定されている。

さらに、1930年3月の評議員会において「互助部規則」の改正が行われ、給付対象と給付額の増額が行われている⁽²⁸⁾。一つは、高額の治療費に対する給付金の支給の新設である。「第二条 傷病者ニ対スル贈与ハ左ノ種別ニ依リ之ヲ贈与ス」のなかに「四、一回ノ診断料又ハ一回ノ手術料金拾円以上ヲ支払ヒタル時ハ其ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ贈与ス但シ此ノ贈与ハ最高贈与額ヲ金参拾円トシ継続期間中一回限リトス」が新設され、上限30円の給付を行うとするものである。もう一つは、死亡にともなう給付金の増額である。「第四条 死亡者ニ対スル贈与ハ其ノ遺族ニ之ヲ贈与ス 前項贈与金ノ額ハ金百円トス（全前改正決議〈金額を改正したのが昭和5年3月の評議員会という意味—引用者〉）と規定されており、従来の50円から100円へと増額されている。

4. 東京市域の拡大と互助事業の後退

1932年10月1日、東京市域が大幅に拡張された。その結果、東京市小学校教員数も1931年度の4,969人（1931年5月1日現在）から1932年度には12,633

人へと2.5倍に増加することとなった⁽²⁹⁾。こうした大きな変化に対応するものとして、1933年4月22日に開催された臨時総会において、「定款」の改正が行われている⁽³⁰⁾。

改正事項のなかには、まず第一条の改正がある。

「第一条 本会ハ東京市小学校教育ノ改良上進ヲ企図シ又東京市小学校教員ノ親睦ヲ厚フスルヲ以テ目的トス」を「第一条 本会ハ東京市小学校教育ノ改善進歩ヲ図リ且会員相互ノ親睦ヲ厚ウスルヲ以テ目的トス」と改めるものである。ただし、その「改正理由」において「目的ニハ変更ナク字句ヲ改メタルニ過ギズ」と記されているように、会の性格規定に変更が加えられたわけではない。

また、「第五条 本会ハ第一条ノ目的ヲ達スル為ニ左ノ事業ヲ行フ」のうち「(一) 教育社会ニ於ケル公議ノ公表」を「(一) 教育ニ関スル公議ノ公表」と改めている。これは「改正理由」に「教育内容ノ範囲ヲ拡大ス」とあるが、これも語句上の修正の範囲のものである。

内容的に改正が行われたのは、会費に関する規定である第十条である。

1927年以来の「第十条 本会ハ会費トシテ毎月金参拾銭ヲ納入スルモノトス」を「第十条 会員ハ会費トシテ毎月金貳拾銭ヲ納入スルモノトス」と改めるものであり、月30銭から月20銭へと会費の減額を行うものである。これに関しては、「改正理由」として「会員数増加ノ為収支償フベキモノト認ム⁽³¹⁾」ということが挙げられており、会員数が増加して予算規模が拡大するために「収支償フ」ことになるの見込んでいることとなる。しかし、会員が増えればそれに応じて支出も増えることは自明のことであり、「改正理由」として記されたことには説得力はない。

これは、実際には、新しく東京市に編入された地域の給与が、従来からの市部の給与に比して低いままであった⁽³²⁾ ことによるものとみられる。具体的にみると、校長・本科正教員・専科正教員・代用教員を合わせた給与の平均額は、従来の市部の場合は最高87.93円（麹町区）から最低78.59円

(深川区)であったのに比して、新市部の場合は最高78.97円(淀橋区)から最低68.60円(葛飾区)であり、従来からの市部と新市部の給与の差は歴然としていたのである⁽³³⁾。したがって、新市部の給与を考慮して会費の減額をおこなったものと推察される。

また、1933年11月に東京府教職員互助会の三楽病院が開業している。東京市は三楽病院への補助金を交付することを機に、後述のように、東京市小学校教員会への補助金を廃止することとなった。

結果として、会員数は2.5倍化したものの、会費の減額と東京市からの補助金の廃止により、互助事業の後退を余儀なくされることとなる。

「東京市小学校教員会互助部規則(昭和九年四月実施中ノモノ)⁽³⁴⁾」の第八条は「本部(互助部一引用者)ノ資産ハ特別会計トシ、本会繰入金、補助金、本部基本金ノ利子其他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ 前項繰入金ノ額ハ評議員会ノ決議ニヨリ之ヲ定ム」とある。従来は、互助部の資産にかかわる規定であった「第九条(略)前項繰入金ノ額ハ会費ヨリ支部交付金ヲ控除シタル残額ノ三分ノ二トス⁽³⁵⁾」として定率の金額を互助部に繰り入れることとなっていた規定が削除されたことになる。

そして、それに伴って、給付についての改正が行われている。「互助部規則⁽³⁶⁾」の「第一条 本会定款第五条ニ依リ本会ニ互助部ヲ置キ左記事項ヲ行フ」として項目が示された中に、従来「家族死亡者ヘノ贈与」は削除されており、家族死亡者への給付は廃止されている。また「第二条 傷病者ニ対スル贈与ハ左ノ種別ニヨリ之ヲ贈与ス」に関しては、自宅療養・転地療養は1日50銭(11日目以降、最大60日、従来は1日80銭)、入院加療は1日80銭(従来は1日2円)というように、いずれも減額されている。また、高額医療に関しても、削除されている。「第四条 死亡者ニ対スル贈与ハ其ノ遺族ニ之ヲ贈与ス」に関しては、70円(従来は100円)に減額されている。ただ、「第五条 罹災者ニ対スル贈与ハ水火震災其他ノ災害ニ罹リタルトキ情状ニヨリテ之ヲ贈与ス」に関しては20円

以内であり、変更はない。

このように、1933年度以降は、互助事業の給付金が減額されていくこととなった。

こうした時期にあつて、東京市小学校教員会は、1933年10月2日に、約13,000人の会員を集めて「東京市教員大会」を開催している。『教育週報』の予告記事は次のものである。

「一万三千人の東京市教員大会 十月二日、神宮外苑に社団法人東京市小学校教員会主催、大東京記念教員大会は十月二日(月)午前十時より明治神宮外苑競技場に於て開催することとなつた。同会では大東京実現を記念すると共に会の一大拡張を期し、特に現下の多事多難な時局に鑑み光輝ある帝都初等教育に従事する一万三千余名の会員を動員して一大精神運動を行ひ、協力一致、自力更生して教育使命の徹底を誓ひ、その覚悟を中外に宣明して、聖旨に応へ奉ると同時に五百万市民の信頼に副はうといふ趣旨の下に大会を開くこととなつたのである。挙行事項は、明治神宮参拝、集合開会、国旗掲揚、会旗出場、国歌合唱、宮城遥拝、勅語奉読、挨拶、宣言決議、祝詞、東京市歌合唱、万歳三唱、運動競技、集合、教員会歌合唱、挨拶、教員会万歳三唱、会旗退場、国旗降納、閉会で、齊藤首相、鳩山文相、香坂東京府知事、牛塚東京市長が参列して祝辞を述べることになつて居る。(以下略)⁽³⁷⁾」

記事中に「協力一致、自力更生して教育使命の徹底」とあるように、自ら「自力更生」を行いつつ「聖旨に応へ奉る」教育を実践することを誓う場として設定されている。また、これは、その後の経緯から見れば、翌1934年4月3日に文部省の支援を受けつつ全教連が主催した全国小学校教員精神作興大会の予行演習の役割を果たしたものであった。

5. 弔慰金の拡充に伴う会費の増額

1938年3月15日、臨時総会において、「定款」が

改正されている⁽³⁸⁾。

主な改正事項は「第二〇条 本会ニ顧問若干名ヲ置ク 顧問ハ評議員会ノ推薦ニヨリ幹事之ヲ委嘱ス」という顧問を新設するもののほか、「第十条 会員ハ会費トシテ毎月金参拾銭ヲ納入スルモノトス」と、会費が従来月額20銭から30銭に増額されている。その理由としては、「定款変更理由書」に次のように記されている。

「会費増額ノ事

創立以来、本会ハ会員相互ノ親睦ヲ厚クシ、其ノ団結ヲ鞏固ニスルガ本会員ノ国民教育者タル特殊ナル地位ニ鑑ミテ極メテ重大事ナルヲ惟ヒ、従ツテ互助部事業ニ対シテ初メヨリ最大ノ関心ヲ以テ其ノ充実ヲ企図シツ、今日ニ至レリ。サレバ其ノ経費ノ如キモ最初ヨリ毎月ノ会費貳拾銭ノ半額ヲ割キテ互助費ニ充テ、尚、東京市ヨリハ永年ニ亘リ年々金五千円ノ補助ヲ仰ギ、昭和八年、教員療病機関タル三楽病院ガ東京府教職員互助会ノ協力ニヨリテ設立セラレテ該補助金ヲ同病院ニ向ケラル、ニ至リテハ専ラ本会自体ノ努力ニヨリテ益々之ガ発展ニ尽シタリ。乃チ本会々費ヨリ互助部事業費トシテ繰入ルベキ金額ヲ増率シテ拾壹銭トシ間モナク拾壹銭五厘トシ、昨十二年ニハ終ニ拾貳銭トナシ其額実ニ全経費ノ五分ノ三ヲ占ムルニ至レリ。而モ世相年毎ニ逼迫緊張ヲ来シ、病者ハ愈々増加ノ一途ヲ辿ルノミカ、死亡者増加殊ニ憂フベキモノアリ。物価騰貴シテ経済生活ノ困難ナル遺族慰藉ノ強化一日モ忽ニシ難キモノアリ。此ニ会員一同ノ熱心ナル賛同ニヨリ昭和十三年度ヨリ特ニ増額全部ヲ挙ゲテ遺族慰藉ニ充当スル条件ニヨリ毎月金拾銭ヲ増徴スル事ト定メタルモノナリ⁽³⁹⁾」

ここに記されていることのうち、創立以降において会費が一貫して月額20銭であったかのように記されていることは正確ではないが、そのほかは、同時期の動向を示すものであるとみられる。とりわけ、教員の病人と死亡者が増加していることが

記されており、さらに物価高のなかにあつて遺族への生活援助が必要とされている。

同時期までの教員の病気休職者の数については、東京府の状況について、『教育週報』が次のように報じていた。

「教員の病気休職者 一年に平均百名休職給既報、教育局では教員の病気休職の際の休職給に関する内規を改正し、待遇を改善して安心して療養のできる方法を講ずるため目下調査研究中であるが、最近五ヶ年における病気休職者数は左の如くである。

昭和八年八六、九年七九、十年一一七、十一年九八、十二年九三名

右のうち約半数は勤続五年未満で休職給を受けられない者であるが内規の改正によるとこの条項は削除され、最初一ヶ年は俸給の半額、次の一ヶ年を三分の一を支給されることになるわけである。右につき山川学校衛生部長は語る。『統計に表れたところでは一年平均百人だが、待遇を改善すれば（病休者への休職給の改善—引用者）もつと多くなるであらう。結核が多いので、隠して無理に出勤する者があつては児童に対する影響が恐ろしい。なるべく早く解決したいと思ふ。』⁽⁴⁰⁾」

この記事では、結核による病休者が多いこと、休職給が改善されれば病休者はさらに増えるであろうことが記されている。

また、同紙同号において、田代勝之助（東京市城東小学校長）が、教員が病気になる原因として二つ挙げている。

「第一に問題となるのは物価騰貴の時代に処するため、教員が本務以外に収入の途を講じなければならぬため、過労に陥るといふことである。（中略）次は準備教育である（中略）準備教育を二、三年続けると、教員は神経衰弱になるほど弱つてしまふ⁽⁴¹⁾」

田代は、給与が低いために教員がアルバイトを行わざるを得ず、その結果として過労になって病気になるということと、進学準備の補習授業に忙

殺されてノイローゼになるということを指摘しているのである。教員が病気になる理由を校長がこのように具体的に指摘していたことに伺えるように、教員に病気が多い理由は明確であった。しかし、小学校教員会は、一般的な形での待遇改善等の要求は掲げながらも、具体的な増俸要求や補習授業の廃止要求等は行わず、会費を増額して死亡者への弔慰金を増額するという対応をおこなっていたこととなる。

定款改正後の互助部規則の文言は不明である。ただし、さきの「定款変更理由書」に会費増額の理由について「昭和十三年度ヨリ特ニ増額全部ヲ拵ゲテ遺族慰藉ニ充当スル条件ニヨリ毎月金拾銭ヲ増徴スル事ト定メタルモノナリ」とあり、増額分はすべて弔慰金に充てるとしていること、そして、『教育週報』の次のような記事により、弔慰金が従来の70円から350円に増額されたことがわかる。

「市小学校教員会では、十二日午後二時から永田町小学校に於て臨時総会を開催した。(中略)定款改正の件を討議、従来会員死亡の場合には弔慰金七十円を贈つてゐたがこれを一躍五倍の三百五十円とし、それに伴つて会費二十銭を三十銭とすることに決定した(以下略)⁽⁴²⁾」

弔慰金が280円増額されたことになる。会員数を14,000人と仮定した場合、月会費10銭増による増加額は1,680円となり、それを弔慰金増額分の280円で割ると60人となり、死亡率を0.43%程度として想定していたこととなる。ちなみに、1935年度における東京市小学校教員の死亡者は66人、死亡率は0.452%であり、前年度の0.437%に比して若干増加していた⁽⁴³⁾。したがって、1938年段階における東京市小学校教員会が想定した死亡率は、それまでの実態を踏まえてのものであったとみられる。

6. 東京都国民学校教育報国会への統合と互助事業の継続

1941年4月から国民学校制度が発足して小学校が国民学校に改称されたことにより、5月31日に開催された第26回総会において、東京市小学校教員会を東京市国民学校教員会と改称する「定款」の改正が決議された⁽⁴⁴⁾。その後、1942年6月27日の第27回総会に関する報道では、「東京市国民学校職員会」と表記されており⁽⁴⁵⁾、それまでに「職員会」へとさらに改称されていたことが察せられるが、定款の改正に関しては未詳である。

1943年5月29日には第28回総会が開催されている。その内容について、『教育週報』は次のように報じている。

「東京市国民学校職員会第二十八回総会は去る二十九日午後一時半より泰明国民学校講堂において開催、約七百名出席、高田第一国民学校校長木内敏明氏外三十四名に対し感謝状を贈呈、終わつて講演があり、盛会だつた⁽⁴⁶⁾」

組織変更の問題には言及がないが、この時期には、7月1日の東京都制の施行を目前にして、東京都教育報国会の結成が準備されており、東京市国民学校職員会の解散が日程に上っていた。『教育週報』は5月末の時点で、東京市国民学校長会と東京市国民学校職員会が「都制の実施を機として都下教育団体の大合同を策しつゝあつたが最近具体案を得た⁽⁴⁷⁾」と報じている。その後、8月末の報道では、「東京都下の教育者を打つて一丸とする教育団体の結成は都制の実施と同時に実現をするものと予想されていたが、今日なほ混沌の状態にある⁽⁴⁸⁾」とされている。

11月になって、東京都国民学校教育報国会結成にむけて具体化が進んでいる。

「東京都下の国民学校職員会、同校長会、同高等科校長会の三団体は、いよいよ東京都教育局長を会長とする東京都国民学校教育報国会として統合され、近くその発会式があげられることとなつた。三団体はすでに解散し、新しい旗の下に結集すべく待機してゐる(以下

略)⁽⁴⁹⁾」

この記事により、日時は不明であるが、東京市国民学校職員会も解散していたことになる。

そして、11月18日には、東京都国民学校教育報国会の結成式が開催され、「東京都国民学校教育報国会々則」が決定された⁽⁵⁰⁾。目的は、「会則」第二条に「本会ハ東京都国民学校職員及会長ノ指定スル国民学校教育関係者（以下国民学校教育関係者ト称ス）ヲ以テ之ヲ組織シ東京都ニ於ケル国民学校教育ノ振興ヲ図リ教育奉公ノ実ヲ挙ゲルヲ以テ目的トス」とあり、「教育奉公ノ実」を掲げている。

役員に関しては、第八条に、会長、副会長1人、総務2人、理事若干人、参与若干人、監事7人が規定されているが、その選出方法に関しては、第九条に「会長ハ東京都教育局長ヲ以テ之ニ充ツ 副会長ハ教育第一課長ヲ以テ之ニ充ツ（以下略）」とあり、会長と副会長は教育局の局長と課長がつとめるものとなっており、それ以外の役員は会長が指名（参与は委嘱）するものとなっている。つまり、東京都の教育行政のなかに組み込まれたものとなっている。

会の事業としては、次のように報じられている。

「同会は都下国民学校職員を正会員とし会長の指定する国民学校教育関係者を名誉会員とする教育団体であつてその事業は左の通り。

- 一、国民学校教育の研究
- 二、会員の修養錬成
- 三、会員の福利厚生
- 四、学校隣組の運営その他

会長は教育局長これに当り正会員は会費月額三十銭を納入する。研究部会として学校経営、教科科目、防空教育訓練及施設、児童文化、教科外施設等の各部会をおくことになつてゐる。⁽⁵¹⁾」

この記事により、東京都国民学校教育報国会も、その事業に「会員の福利厚生」を含むものであったことがわかる。また、その会費も、東京市国民学校職員会の時期と同様に月額30銭であり、従来

通りの互助事業が継続する予定であったものとみられる。しかし、その互助事業の実態については不明である。

おわりに

東京市小学校教員会（東京市国民学校教員会、東京市国民学校職員会）の互助事業を検討してきた。

教員会費は、23年のあいだに月額20銭（1920年～）→月額30銭（1927年～）→月額20銭（1933年～）→月額30銭（1938年～）という増減がみられるが、その会費のうち、おおよそ10銭ないし18銭が互助事業に充てられていた。そのため、会費の増減は互助事業の給付の多寡に連動していた。

1923年度以降は東京市から互助事業への補助金として年額5,000円の交付があり、1924年度からは若干ながら給付が拡充された。そして、会費が月額30銭となった1927年度からは、給付がさらに拡充された。しかし、1933年度以降は会費の減額や東京市からの補助金の廃止により、互助事業は後退し、給付は縮減を余儀なくされた。

こうした状況にあつて、東京市小学校教員会は給付ではなく、「自力更生」を掲げた精神運動を展開することで、小学校教員の生活難への対応をはかろうとしたものとみられる。

その後、日中戦争拡大後には、病人や死亡者が増加する中にあつて、1938年度から死亡者への弔慰金を大幅に拡充するために会費が増額された。そのため、この時期以降の互助事業は、弔慰金の給付に重点が置かれたと言っても過言ではない。

東京市小学校教員会の互助事業の推移を通して見えてくることは、医療費の補助や死亡者の遺族への弔慰金などが、とりわけ切実な問題であったということである。

こうした問題の背景には、小学校教員会発足時からの課題であった教員給与が低廉であることや教員の多忙の問題があつたが、抜本的な改善はなされぬままであつた。

- 1) 「名古屋市小学校教員会規約」第一条, 一枚文書, 1921年
- 2) 「京都市小学校教員会規約」第二条, 『京都市小学校教員会報告』第11号, 1935年7月, pp.47-51
- 3) 「広島市教員協会規約」第十四条, 『広島市教員協会要録』1921年(推定), pp.5-16
- 4) 「金沢市小学校教員会規約」第三条, 『石川教育』232号, 1923年8月, p.42
- 5) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』野間教育研究所, 1958年, p.389
- 6) 太郎良信「『教育報国』創刊に関する研究」『教育学部紀要』第40集, 文教大学教育学部, 2006年, 参照.
- 7) ここで用いる国立公文書館所蔵文書は以下のものである. 引用にあたっては「文書①」という形で略称する. No.は各文書に付された整理番号である.
 文書①「東京市小学校教員会(設立)大正13年度」〔請求番号〕分館-06-009-00・平18文科00840100, 文部省普通学務局庶務課, 大正13年11月15日
 文書②「東京市小学校教員会(設立)大正15年度」〔請求番号〕分館-06-009-00, 平18文科00841100 文部省普通学務局庶務課, 昭和01年05月29日
 文書③「東京市小学校教員会(設立)昭和2年度」〔請求番号〕分館-06-009-00, 平18文科00842100 文部省普通学務局庶務課, 昭和02年04月14日
 文書④「東京市小学校教員会(設立)昭和6年度」〔請求番号〕分館-06-009-00, 平18文科00843100, 文部省普通学務局庶務課, 昭和06年07月16日
 文書⑤「東京市小学校教員会(設立)昭和8年度」〔請求番号〕分館-06-009-00, 平18文科00844100, 文部省普通学務局庶務課, 昭和08年05月06日
 文書⑥「社団法人東京市小学校教員会定款変更の件」〔請求番号〕分館-06-009-00, 平18文科00844100, 文部省普通学務局庶務課, 昭和08年05月06日
 文書⑦「東京市小学校教員会(設立)昭和13年度」〔請求番号〕分館-06-009-00, 平18文科00845100, 文部省普通学務局庶務課, 昭和14年01月06日
- 8) 東京市小学校教員会の発足については, 太郎良信「全国連合小学校教員会の成立」『教育学部紀要』第39集, 文教大学教育学部, 2005年, 参照.
- 9) 「東京市小学校教員会」『教育時論』1255号, 1920年2月5日, p.21
- 10) 同上.
- 11) 東京市小学校教員会作成の「参考書」(文書①No.942)の「死亡者」についての記述に「大正拾年度十月以降分拾四人」と, 1921年10月以降のことが記されていることによる.
- 12) 「東京市小学校教員会大正拾貳年度互助部予算」文書①No.945
- 13) 「東京市補助金下付ニ関スル指令写」文書①No.944
- 14) 「決議書」1924年5月25日, 文書①No.933
- 15) 文部大臣「社団法人設立ノ件 指令案」1924年10月21日, 文書①No.951
- 16) 「社団法人東京市小学校教員会定款」1924年5月25日, 文書①No.908
- 17) 東京府知事から文部大臣あての文書「法人設立ノ件」1924年9月20日, 文書①904, 906
- 18) 文部大臣「社団法人設立認可ノ件 指令案」1924年10月21日, 文書①952
- 19) 東京市小学校教員会が「公議ノ発表」をおこなった事例として, 地方教育行政調査会特別委員会の仮決議に対する反対意見書を出したことがあげられる. 「東京市教員会反対」『教育時論』1324号, 1922年1月25日, p.31参照.
- 20) 「理由書」文書①No.940
- 21) 「参考書」文書①No.942
- 22) 「社団法人東京市小学校教員会互助部規則」文書①No.916
- 23) 「社団法人東京市小学校教員会定款中一部変更認可申請書」文書②No.955
- 24) 「定款変更ニ関スル臨時総会決議書」1927年3月14日, 文書③No.972
- 25) 「社団法人東京市小学校教員会定款中一部変更認可申請書」1927年3月14日, 文書③No.971
- 26) 同前.
- 27) 「社団法人東京市小学校教員会互助部規則」文書④No.985
- 28) 同前.
- 29) 東京市役所『東京市教育概要 昭和六年版』p.35, および, 同『東京市教育概要 昭和七年版』p.58による.
- 30) 「決議書」文書④No.984参照.
- 31) 「社団法人東京市小学校教員会定款」文書⑤No.995
- 32) 市域拡大直前の1932年5月の時点で, 藤井東京市局長は「合併になつたからといつて教員の平均給をそこ(従来 of 市域の平均給—引用者)まで上げるといふ理由はない. 漸次的に歩みよつて行つて, 土地の事情によつて定められることにならう. 平均給を従来 of 市と同じにする必要もなく, さうは出来ない」と述べて, 新市部の給与が従来 of 市部並みに上がるものではないという見通しを明らかにしている. 「どうなるか 合併後の教員平均給」『教育週報』364号, 1932年5月7日, 5面, による.

- 33) 東京市役所『東京市教育概要 昭和七年版』pp.55-58
による。
- 34) 「社団法人東京市小学校教員会互助部規則」文書⑥
No.1001
- 35) 「社団法人東京市小学校教員会互助部規則」文書④
No.985
- 36) 「社団法人東京市小学校教員会互助部規則」文書⑥
No.1001
- 37) 「一万三千人の東京市教員大会」『教育週報』437号,
1933年9月30日, 3面. 下線は引用者.
- 38) 「社団法人東京市小学校教員会定款変更決議書」
1938年3月15日文書⑦No.1006
- 39) 「社団法人東京市小学校教員会定款変更理由書」
1938年5月16日, 文書⑦No.1007, 1008. 下線は引用
者.
- 40) 「病気休職者一年に平均百名 休職給内規の改善
へ」『教育週報』682号, 1938年6月11日, 6面.
- 41) 「教員の保健問題」『教育週報』682号, 1938年6月
11日, 6面.
- 42) 「教員会の弔慰金 三百五十円に増額」『教育週報』
670号, 1938年3月19日, 6面.
- 43) 東京市教育局体育課『東京市立小学校職員児童死
亡調査(昭和十年度分)』p.2による.
- 44) 「臣道実践の垂範を宣誓 市国民学校教員会」『教
育週報』838号, 1941年6月7日, 5面.
- 45) 「国民学校と青年学校 同日に総会開催」『教育週
報』893号, 1942年6月27日, 5面. 国民学校令の「第
四章 職員」の第十五条に「国民学校二八学校長
及訓導ヲ置クベシ 国民学校二八教員, 養護訓導
及准訓導ヲ置クコトヲ得」とあり, 「教員」には校
長や訓導を含まない用語に改められたことによる
ものとみられる.
- 46) 「東京市国民学校職員会総会開催」『教育週報』942
号, 1943年6月5日, 4面.
- 47) 「打つて一丸の東京都教育報国会」『教育週報』941
号, 1943年5月29日, 3面.
- 48) 「東京都国民学校報国会 実現なほ遅延か」『教育
週報』954号, 1943年8月28日, 3面.
- 49) 「国民学校関係を統合 東京都国民学校教育報国会
会長は教育局長」『教育週報』966号, 1943年11月
20日, 3面.
- 50) 「東京都国民学校教育報国会々則」『東京都教育』
478号, 1944年1月.
- 51) 「東京都国民学校教育報国会 愈々結成発足す」『教
育週報』967号, 1943年11月27日, 1面. 下線は引
用者.